

18東企画第33号  
平成18年12月14日

経済産業大臣  
甘利明様

高知県安芸郡東洋町758-3  
東洋町長 田嶋裕



『高レベル放射性廃棄物の最終処分施設の設置可能性を調査する  
区域』の公募に関する質問状

下記質問を致しますので誠意ある御回答をお願い申し上げます。

記

現在、『特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律』に基づき国の認可法人として設立された原子力発電環境整備機構が実施している調査地区等の選定について、国はこれまでの国会答弁等において『文献調査終了後の調査地区等選定に関して、地域の都道府県知事あるいは市町村長の方々の意に反して選定が行われることはない』との回答をしておられます。又、資源エネルギー庁及び原子力発電環境整備機構の方々からも同様の説明を受けているところでございます。しかしながら、『特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律』におきましては、このことが記されていないことから『文献調査に応募したらその後は強制的に事業が進められ、市町村及び住民に拒否権はない』という意見の方が非常に多く、多くの住民が不安を抱いているのも事実であります。そこであえてこのことにつきまして、国の考えを御伺い致します。各調査終了後において、住民投票等により調査継続が困難であると判断した場合、市町村長のその意見は保証されるのかどうかお伺致します。

以上